

(別添書類第4号)

物件に関する調書

(別添書類第4号) 物件に関する調書

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第5号で規定される「物件に関する調書」である。

事業区域内に係る土地や建物の所有者又は管理者に対して、平成29年7月～9月に、事業区域内にある井戸その他の物件の有無について、全戸訪問、現地調査を行い、その有無を確認した。なお、井戸については、事前に府や大阪市の届出台帳を確認し、寝屋川北部地下河川計画ルート上には、届け出がなされていないことを確認した。

訪問により、大半の所有者等から物件の有無を確認し、物件がないことを確認した。

複数回の訪問や調査票の投函、登記簿に記載された所有者への郵送を実施したが、応答がなかった箇所については、外観からの調査や隣接する住民等から聞き取りにより調査を実施し、物件がないことを確認した。

また、公共用地（道路、河川、鉄道）についても、現地の観察により物件がないことを確認した。

以上の調査結果から、本事業区域内において、井戸その他の物件がないことを確認した。